総 務 事 業 常 任 委 員 会 会 議 録

令和６年６月１７日

忠　岡　町　議　会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日　時　令和６年６月１７日（月）午前１０時２０分開会
場　所　委員会室

１．出席委員

総務事業常任委員会	委員長	松井　匡仁
〃	副委員長	前川　和也
〃	委員	今奈良幸子
〃	委員	北村　　孝
〃	委員	是枝　綾子
〃	委員	勝元由佳子

１．欠席委員

なし

１．出席理事者

町　　長	杉原　健士	副 町 長	井上　智宏
町長公室次長兼自治防災課長	南　　智樹	町長公室次長兼秘書人事課長	中定　昭博
総務課長	森野　英三	経営戦略課長	岩佐　式人
税務会計課長兼会計管理者	長谷川太志	経営戦略課参事	岩根　由佳
産業住民部次長兼生活環境課長	小倉由紀夫	産業住民部長	新城　正俊
		産業住民部次長兼住民人権課長	谷野　彰俊
消防長	岸田　健二	消防次長兼予防課長	下川　浩幸
消防署長兼警防課長	森田　憲久	総務課長	和田　衛太

１．本議会の職員

事務局長　　柏原　憲一
係　　長　　酒井　宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員の皆様方にはご多忙のところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前１０時００分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第２６条の規定によりまして、２番・今奈良幸子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。早朝より総務事業常任委員会ということでご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

案件のほうは少ないんですけれども、理事者側としましては、案件一つ一つ丁寧に説明していきたいと思いますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

そして、ちらほら、この夏場も近づきながらじめじめしている中で、どうも世の中、ちょっとコロナがまた流行っているみたいで、職員のほうも少し出て、今日も、公室長も休んでいるわけでございますけれども、皆様方におかれましても、十分体調にはご自愛いただきまして委員会を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長、ありがとうございました。

今、町長もおっしゃってましたんですが、２件の案件と少し案件は少ないんですけれども、６月１３日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案の審議を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき、議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

なお発言の際には、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただきまして、私がお名前をお呼びしてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

では、案件、令和６年度第２回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第３１号　忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

それでは、議案書３１ページ、お願いいたします。

議案第３１号、忠岡町財産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております議案第３１号、総務課資料１、総務課資料２を、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本改正の背景は、町長の諮問に応じて公有財産に属する不動産の取得、処分等について、当該不動産の価格等を調査、審議し、答申する組織である財産評価審査委員会の組織人数につきまして、現在、定数は固定資産評価審査委員会委員３人、学識経験者７人の１０人となっておりますが、資料１下段に記載の近隣自治体の組織構成、また本町の自治体規模等を勘案しまして、「１０人で組織する」とされている箇所を「１０人以内で組織する」に改正するものでございます。

また、本条例改正に伴う影響はないものと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

説明は以上でございます。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

他市の状況から見て、忠岡町１０人というのは多いかなというところの部分は理解できると思いますが、１０名以内にした場合に、以内ということですから、それよりも少ない人数になる場合もあります。その際に、その委員の内訳ですね、固定資産評価審査委員会の委員が３人、学識経験者が７人とありますけれども、この固定資産評価審査委員会の委員の３人というのは、どうなるのかと。３人が確保されるのかというところなんですが、その辺、いかがでしょうか。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

本改正の趣旨としましては、固定資産評価審査委員会の委員、町税条例上で３名と規定されております。ですので、本委員会は、この３人と学識経験者の方で組織をさせてもらいたいと考えております。

この取扱いについては、今後、認識にそういった行き違いのないように、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

固定資産評価審査委員会の委員の３人というものは確保するということでありますけれども、その委員の３人の方は、どういった資格というか、どういった方々がなっておられるのか。そして、学識経験者の方というのは、どういった方がなっておられるのかというのを、少し教えていただきたいんですが。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

今、学識経験者の方では、税理士の方であるとか、宅建の資格をお持ちの方というの

が、学識経験者として一部入られておるとなっております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

固定資産の評価審査委員会の方が税理士さんとか、宅建の資格を持ってはる方と思っていたら、逆で、学識経験者のほうがっていうことで、今、学識経験者はっておっしゃられたので。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

学識経験者の方で、その資格をお持ちの方が数名おられるというような状況になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

固定資産の評価審査委員会の委員の方は、何か資格をお持ちの方っていうのはいらっしゃるんですか、この３人の方。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

すみません、固定資産評価審査委員の方は、そういった資格はお持ちでない方になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私ちょっと逆やと思ってまして、固定資産評価審査委員の方が資格を持っていらっしゃる方で、学識経験者が一般的な方と思ってたんですが、ちょっと逆のような感じだったので。

その３人は、資格がちょっと、特にお持ちでない方を確保したとしても、学識経験者の、税理士さんとかそういった資格、不動産に関しての専門の方っていうのが、きちんと入るような、審査委員会に入れる保証というのは、担保があるんでしょうかね。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

委員会の趣旨等から申し上げましても、そのような資格、知識等々お持ちの方を選任するというところになるかと思いますので、そこから外れることはないものと認識しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の土地を売ったり、また買ったりというところの、その評価ですね、価格のね。その評価についての知識がある方が、必ず、できるだけ多く入るという、今、課長さんそのようには思ってはるけれども、それが将来ずっと、そのようになっていくのかという、そこはどのように確保というか、担保というか、何か文章上とか、そういうふうに書いたものっていうのは、どこかにあるんでしょうか。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

今現在、そのような形で明記されたものというのはないんですけれども、今後進めていく中で、つくっていければなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

担当がかわっても、今、答弁していただいたことがきちんと確保されて、引き継いでいっていただけるように、何かそういう明記したものっていうのは、ぜひしていただきたいというふうに思います。

あともう一点、よろしいでしょうか。

この財産評価審査委員会が開かれてきた開催状況というものは、開催状況についてちょっと教えていただきたいんですが。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

開催回数、現在、資料で持ち合わせているものに限りますが、お伝えさせていただきます。

平成１６年４月３０日に、旧消防署庁舎の跡地の売却で、平成１９年１１月２２日に、忠岡病院の跡地の売却、平成２１年７月２８日に、公民会館跡地売却、令和３年２月１６日に、西区ふれあい公園土地購入、令和５年９月１１日に、東洋紡ロジスティクスの敷地内の里道売却。

以上となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

忠岡町、財政が厳しいというところのときに売ったというふうなことがちょっと多かったと思いますけれども、買い戻すと、西区のふれあい公園とか、里道とか、そういった、今後、里道、かなりたくさんあって、そのことが今後、いろいろ出てくるかというふうにも思いますし、それがきちんと今後、その審査委員会で適正な価格というものがきちんと審議をされていくようにということで、よろしくお願いしたいと思います。

一応、以上です。

総務課（森野英三課長）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、今回、条例改正する発端というか端緒というか、何で今、これを改正するのかというところをお聞きしたいんですけれども。

近隣の状況と合わせてというところなんですけれども、近隣は今まで定期的に見直ししてたけれども、忠岡町はずっと見直ししてなくってということなのか。そこの端緒と言うんですか、きっかけを教えていただきたいんですけれども。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

今回、改正に至った経緯としましては、７月末で、今現在、委員になられている方の任期満了の時期となっております。

この時点で、現在の委員さんの数が８名となっておりまして、人数的にも人員、適格な方を探すというところが難しいという状況もあるというところと、そこで近隣の自治体さんを調査してもらった結果、忠岡の自治体規模では１０名というのは、ちょっと多いかなというところがありましたので、合わせて見直しをさせていただいたというところになっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今の答弁だと、８名の方が任期満了を迎えて、もう次、更新というか、されなくって、１０人確保が難しいということなんですか。ちょっと、そこら辺が分からないんですけれども。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

すみません、失礼しました。

現状の規定ですと、１０人を確保するようなつくりになっておりますので、１０人の確保は、現在、難しいというところと、規模を考えて、１０人以内というような形に、今回、８名更新していただけるのであれば、更新はさせていただくという形では考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

人材確保の点というところは分かりました。

あと、今まで１０人でやってきてたわけですよね。先ほども質問であったと思うんですが、委員さんと学識経験者の違いのところなんですけれども、委員会の委員さんというのは、特に資格なしということなんですけれども、どういう基準で選んでたんですか。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

過去の経緯は、引継ぎの中で伺っておりますのは、町内の方で、そういった土地の取扱い等々に有識のある方を探して、ご提案させていただいているというように聞いております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それはどうやって見つけると言うか、どういう方なんですか。さっきおっしゃってた、学識経験者で宅建士の資格もお持ちとか、そういう土地を取り扱う資格を持っている方やったら分かるんですけれども、資格の持ってない、一般住民さんということでしょう。

なので、そういう方をどうやって見つけてきているのか、そこなんですけれども。

これ、読む限り、町長が任命するとなっているので、町長がこの人って言ったら誰でもいいわけですよ。どういう視点で、どういう基準で、この資格のない委員さんを選んでたのかというのと、今後も多分、同じように委員さんを選ぶので、どういう基準で選ぶのかというところにもかかってくるので、お聞きしているんですけれども。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

この財産評価の事務については、今回、機構改革で財政課から総務課のほうに移りましたので、昨年までは私が担当しておりましたので、答弁させていただきます。

この財産評価審査委員会につきましては、令和２年の西区の公園のときまでは、１０名という形で固定資産評価委員が３名と、その他委員が７名という構成で、確保はできていたというところでございます。

この１０名の方につきましては、条例上、固定資産評価委員さんの３人が自動的に委員にはまるというところと、その他７名については、土地の売買に経験、有識がある方というところで、過去の、かなり前の財産評価の委員さん、特に資格等はお持ちではないんですけれども、もともと忠岡町内の住民の方で土地の売買を多くされている方というような形で、決まってきているというふうなところで、特にその辺の委員さんに、長年の間、変化がなく。同じ方に２年任期をずっと続けてきてもらっていたという経緯がございます。

今回、令和５年に東洋紡の敷地内の里道敷を売却するという段になって、これ２年任期で進んでおったんですけれども、なかなか忠岡町内では、西区の公園があったんですけれども、その前までは公民会館の売却まで遡ると、なかなか遊休地が忠岡町もそんなにないものですので、なかなか開催がないというところがあったんですけれども、皆さんなかなか、高齢の方が非常に多くなってこられまして、任期の更新の際に、引き続きということでお願いにはあがったんですが、高齢ということを理由に、ご辞退されるということがございまして、令和５年開催する段では、たしか２名、もう欠員が出ている状態でございました。

今回、条例改正するに当たっては、先ほど、森野課長も申し上げてましたとおり、なかなかこのご時世、何とか税理士さんであるとか、宅建をお持ちの方というところは、確保はできているんですけれども、全てがなかなかそこで確保が難しいというところもございますし、あとは今後、任期更新するに当たって、受けていただく方を探すのが、なかなか苦労しているところでございますので、今回、人数を１０名以内とはしておるものの、できればそこは確保はしたいところではあるんですが、なかなか状況的には厳しくなってきているというところと、近隣では、実は財産評価審査委員会というものを、大体、人数的には市町村様々なんですけれども、固定資産評価委員会と委員さん合わせて５名とか、７名とか、結構まちまちなところがございます。

市によっては、もう全て内部の職員の部長級等で構成されている委員会等もありますので、いろいろなところを調査研究した上で、人数は１０人以内という形で減らしては

おらないんですけれども、そこを欠員が出た場合にも、柔軟に対応できるような形で、今回、その辺の部分を修正させていただいたというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、経緯とかは分かりました。結局、１０人で固めてたのを、１０人以内というふうにして、委員さん３人、学識経験者７人というのも、ちゃんと人数を決めてたのも、縛りなくするというところなので、先ほどの是枝委員と同じくで、これもう町長の気持ちひとつで、めちゃめちゃ少ない人数でやろうと思ったらできる規定になってしまうんですよね。

そこがちょっと気になるところではあるのと、あと先ほどおっしゃってた令和２年の西区のふれあい公園の時点でも、２名欠員出て８人でやっていたわけでしょう。ある意味、条例の１０人に達してなかったわけでしょう。５年度と、ごめんなさい。要は、過去の時点で満たしてなかって、もう１０人足らなかったわけでしょう。そのときに、何で改正っていうか、見直ししなかったんですかね。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

その際に、この里道敷の売却案件なんですけれども、基本、全ての里道敷の売却に関して、財産評価審査委員会に諮問をされるものではありませんでして、原則、宅地開発等の中で、里道・水路売却等については、原則、財産評価審査委員会は開かれておりません。

私もその辺、ちょっと曖昧なんですけれども、令和５年度になぜ対象になったかというところは、今、土木課さんが境界明示の担当をされておるんですけれども、里道敷の中でも、一定、まとまった面積、ちょっと何平米かは今、手元に資料がないんですけれども、ある程度、まとまった面積の里道敷を売却する際には、財産評価審査委員会に諮問するものとするという形で規定されておりますので、令和５年度の開催については、急遽決まったという形になりますので、条例改正をするいとまがなかったというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

改正の経緯は分かったんですが、どこまでも人数が削られて、ちゃんと委員会が成立するんかなと。そこがどこまでも怖いところなんです。

なので、今は改正する瞬間やから、一応、ちゃんと１０人確保しますということで、総務課さんもおっしゃっているし、一応、そういうので内規っていうんですか、今後つくろうと考えているとおっしゃっているんですけれども、これこのまま時間たっていったら、この規定だけが残るわけでね。

１０人以内って書いてるやんて、いつもの発注の委員とかと一緒で、何人でもええやんみたいになってしまうのがちょっと気になる点なので、そこは、今、所管、総務課になっているんですよね。そこはいつ頃までに、そういう解釈というんですか、むちゃくちゃなことできませんよというようなところをつくっていただけるかとか、めどとか、全くなしですか。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

ご質問のとおりなんですけれども、現段階では、いつまでにというのは、すみません、明確には決まっておらないんですけれども、なるべく早いうちに、形というのは整えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

必ず何らかの形はつくっていただけるということでいいんですかね。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

お見込みのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

確認なんですけれども、この財産評価審査委員会を開く基準って言うんですかね、先ほどあったように、里道とかで開いてない場合もあるということで、たしか７００万円、評価額７００万か、何かその金額とか、あと、平米数ですね、その広さというか、そういう基準があったかと思うんですけれども、一応ちょっと教えていただきたい。開かれる基準ですね、その土地の。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

今、ご質問の件なんですけれども、そちらに関しまして、忠岡町法定外公共物に係る用地の処分価格に関する要綱、こちらがございまして、そこの第３条第６項の規定で、財普通財産の面積が２００平米以上、または処分予定価格が１，０００万円以上。この場合は、財産評価審査委員会に諮問することと定められております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

その売買するところの面積が２００平方メートル以上、もしくはということですか。もしくは、１，０００万円以上という、どちらかということですね。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な　　し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論はございますでしょうか。

（な　　し）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３１号　忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第３１号は、原案のとおり可決をされました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第３４号　令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）についてを、本常任委員会に係る部分のみについて、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根由佳参事）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根由佳参事）

議案書の４３ページをお願いいたします。

議案第３４号　令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）について、ご説明をさせていただきます。

第１条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１７１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７７億５３３万３，０００円とするものでご

ざいます。

内容につきましては、事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るもののみご説明をさせていただきます。

第２条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第２表　債務負担行為補正によるものでございます。

第３条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第３表　地方債補正によるものでございます。

それでは、４６ページ、第２表　債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為の追加でございます。

事項は、住民基本台帳ネットワークシステム運用事業で、期間は令和７年度から令和１１年度までとしており、限度額は１，２１６万４，０００円とするものでございます。

次に、４７ページ、第３表　地方債補正をご覧ください。地方債の変更でございます。

今回の変更は、消防本部庁舎仮眠室等個室化改良工事予算の増額に伴う地方債の増額によるものでございます。起債の目的は、消防施設等整備事業債で、限度額を４，２００万円から４５０万円を増額し、４，６５０万円とするものでございます。

５０ページをお願いいたします。

歳入でございます。第１５款府支出金、第３項委託金、第１目総務費委託金で、補正額１５万８，０００円は、全国家計構造調査交付金でございます。

第１８款繰入金、第１項基金繰入金、第１目財政調整基金繰入金で、補正額３，５４４万９，０００円でございます。

５１ページにまいりまして、第２０款諸収入、第４項第１目雑入で、補正額２，２６２万１，０００円は、コミュニティ助成事業補助金ほかでございます。

第２１款第１項町債、第８目消防債で、補正額４５０万円は、消防施設等整備事業債でございます。

５２ページにまいりまして、歳出でございます。

第２款総務費、第１１目企画費で、補正額３５万２，０００円は、大阪・関西万博子ども招待事業委託料でございます。第１２目災害対策費で、補正額９２３万６，０００円は、防災用消耗品代及び防災資機材等購入費でございます。第１３目自治連絡費で、補正額２４０万円は、一般ごみコミュニティ助成事業補助金でございます。

５３ページにまいりまして、第２項徴税費、第１目税務総務費で、補正額１７万８，０００円は、ｅＬＴＡＸ関係分担金でございます。第５項統計調査費、第１目諸統計調査費で、補正額１５万８，０００円は、諸統計調査報奨金でございます。

５６ページにまいりまして、第９款第１項消防費、第１目常備消防費で、補正額４５１万６，０００円は、消防本部庁舎仮眠等個室化改良工事関連経費でございます。

第２目非常備消防費で、補正額７３万５，０００円は、消防団訓練用資機材購入費で

ございます。

説明は以上でございます。

続きまして、和田消防総務課長より、消防本部庁舎仮眠室等個室化事業の補足説明がございます。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

議案第３４号　消防本部庁舎仮眠室等個室化事業に係る補正予算案について、ご説明いたします。

本事業につきましては、消防本部で勤務する救急隊員等が、感染症流行時においても適切に業務が継続できるよう、感染予防対策として、消防本部庁舎仮眠室等の個室化改良工事を行い、併せて女性用施設の整備を行うものであります。

本工事の設計仕様書につきまして、令和５年度予算において、設計変更業務を委託し、設計仕様及び積算について見直しを行ったところ、最新の公共工事設計労務単価及び最新の建築資材単価を適用したこと、また、工期を１カ月延長したこと、並びに工期延長に伴う工事監理業務期間の延長等の理由により、令和６年度当初予算額をオーバーすることとなったことから、今回、増額補正予算案として上程するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

説明は以上です。ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

４点お聞きしたいと思います。

まず、１点目は、４６ページの債務負担行為補正の住民基本台帳ネットワークシステム運用事業の、令和７年度から１１年度までの５年間のリース契約のことについてです。

まず、令和７年度からの事業を、今、６月に議決する理由についてお教えください。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

この債務負担行為につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの非公開によるものでございますが、現在の機器の契約は６年の長期リース契約を締結しており、契約期間は、令和６年の９月３０日までとなっております。

新たな導入する機器につきましては、令和７年度より導入予定しておるものでございますが、機器の調達及びシステムのセットアップの期間、時間を要するため、令和６年１０月に新たな契約を締結し、準備を行う必要がございます。よって債務負担行為を行い、対応するものであります。

新たな機器の支払いについては、令和７年４月より発生するものであります。令和６年１０月から令和７年３月までにつきましては、５年間の契約満了となり、現契約上、無償譲渡となります。

現契約期間は、令和元年１０月１日から令和６年９月３０日までとなります。

機器につきましては、期間が満了した後に無償譲渡となります。

今回、当初予算じゃなくて補正予算に上げさせていただいた部分につきましては、財政課と協議を行った結果、上記の内容も含めていることから、補正の予算対応となったものでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和７年４月１日からの運用をするのに、その準備に半年ほどかかるということで、契約は今年の１０月１日なんだけれども、現金の支払いが来年の４月１日以降だから、令和７年度から１１年度までという、そういう賃貸借契約の―― 契約はでも、６年の１０月１日からやけれども、来年の４月までの間というのは、無償譲渡の期間やから、現金が発生しないということなんですね。ちょっと分かりにくいので、もう少しちょっと。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

すみません。システムはシステム導入業者に、機械の準備等ございますので、準備期間もありますので、それが今年度１０月に契約を予定しております。

今回補正対応させていただいています債務負担行為の部分につきましては、リース会社との契約で、この分については、また別途リース契約をして、支払いが来年の４月か

ら発生するというものでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、債務負担行為の補正で出てきているこのリース料は、リース会社というところがその機器を準備したりするところとはまた違う会社なので、こういうリース会社との契約が７年度からだということなんですね。そしたら契約は、来年の４月１日からのリースでいいんじゃないでしょうかね。

今年の、令和６年の１０月１日から、何か準備をするという会社と、リース会社はまた別という、二つの契約を結ぶということになるんですか。ちょっとその辺が分からないんですが。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

システムを準備する業者は、紀陽情報システム株式会社と契約する予定でございます。

こちらの会社のほうで機器を準備するにあたりまして、ある程度、期間が要するというところがございますので、機器の準備というところにございまして、今回のこの債務負担行為はリース料が乗っていますので、そのシステムの準備費用プラスリース契約のリース料がのった金額ということで、今回、債務負担行為を挙げさせていただいている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

二つの会社と契約するわけじゃなく、紀陽情報システムと契約するけれども、契約は令和６年の１０月１日からだったら、これ令和６年度からというふうになるのが普通かなと思うんですけれども。そこがちょっと分からないんですけれども。

実際に、その限度額の１，２１６万４，０００円は、５年間ということで、７年から１１年度までなんですけれども、一応、契約は６年の１０月１日なので、６年度からじゃないんでしょうかという、ちょっと、悪いとかいいとかじゃなく、そうならないのは

なぜでしょうかということです。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

４６ページの債務負担行為補正の表でございますけれども、ここの期間の部分なんですが、令和７年度ということで記載をしているんですけれども、実はこれ、すみません、令和６年度の間違いでございまして、内容としましては、今回、令和６年度については、あらかじめ事前の準備をするためだけの契約のみを行いますので、歳出予算については、ゼロ円という形でございます。

もちろんこれ、令和６年度の当初予算についても、予算を計上していないものになりますので、債務負担行為で、ゼロ債務負担行為という形になります。ですので、すみません、令和７年と記載してしまっておるんですが、議案書のほうは、これ令和６年度というところで、ちょっと修正を、今、気づいたんですが。

ちょっとお待ちください。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、ご質疑どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、この期間は令和６年度からということで、修正されるということですね。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

申し訳ありません。それで手続を経て、修正をさせていただきたいと思います。

ですので、令和６年度については、歳出予算の発生しない契約をするためだけに、この債務負担行為で担保するという形になりますので、期間については、令和６年度から、実際、支出をする令和７年から１１年の５年間を全て包括して、挙げさせていただいているというふうなことになります。申し訳ございません。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、令和６年９月３０日で今までの５年間のリース契約が終わって、令和６年、今年の１０月１日から来年の３月３１日までの半年間は、無償譲渡の状態だというふうに説明があったんですけれども、その間のシステム管理料とか、何も、いや、ただで何かしていただく、何かあったときの対応とか、その辺り、管理料とかは発生しないんでしょうか、すみません。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

この令和６年９月から来年の３月までの無償譲渡の期間は、リース料は発生、当然しませんが、システムに何か不具合が出たというときのための保守契約は、来年の３月まで行う形でしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、保守契約は、今現在、無償譲渡の期間の保守契約と、また別途、契約しはるのか。それとも、来年の３月３１日まで、保守契約がずっと続いているのかという、その辺りを教えてください。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

無償譲渡の間というのは、契約期間から外れてきますので、また料金はちょっと変わりますけれども、引き続き契約するという形になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
保守契約はこの半年間だけ、別途、半年間だけの保守委託契約は契約されるということですね。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
谷野次長。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
無償譲渡の期間も、保守契約をするというところでございます。
委員（是枝綾子議員）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
そしたら、その保守契約の、契約したら発生しますね。毎月とか。それについては、当初予算で出てきた分でしょうか、それとも、これまた別個、何か費用が発生するとかいうことなんでしょうか。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
谷野次長。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
当初予算で計上しているところでございます。
委員（是枝綾子議員）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
分かりました。
あと、住基システム、現在、紀陽情報システムで、これは高石市がするので、一緒にしたら割安になると。そこに田尻町も入ってということで、何かされてきた。当初の経緯はそうだったと思うんですけれども、次も同じところに契約方法ですね、随意契約で

そこにされるのかということと、他の方法というんですかね、これ年間２４３万２，８００円、５年間で１，２００万円ですけれども、これが一番費用的にも安くて合理的なのか、他の方法は検討されたのかということを、ちょっとお教えいただきたいんですけれども。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今、議員おっしゃってはるのは、住基の機関のシステムがクラウドで、高石市と当初一緒に導入したというところでございますが、この分につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムで、総合行政の基幹システムとまた別のものでございまして、当初から紀陽情報システムが導入し、機器及びシステムのメンテナンス等、保守業務や運用支援業務を行っています。

そのため、次期システムにつきましても、システム導入業者以外のものに公開等を履行させると、システムの安定的な使用及び品質の確保、運用等に著しい支障を来す恐れがあるから、導入業者である紀陽情報株式会社を業務選定する予定をしているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大元のクラウドシステムのところの中の、これは部分的なものだというふうに考えて、そこを、本体のところと全然違うところが入ると、不具合が出てくるから、紀陽情報システムに随意契約せざるを得ないという解釈でいいんでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

これまでも、住基ネット始まってから、システム導入業者が紀陽情報システム株式会社ですので、引き続き、安定的に業務運用するに当たりまして、随意契約する予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
費用の面で言いますと、どうなのかというところの、その辺りの他の方法との検討はされたのかという点については、いかがでしょうか。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
谷野次長。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
私も４月からというところでございまして、システム導入業者と協議する中で、この方法が一番ベターであったかというふうな形で考えているところでございます。
委員（是枝綾子議員）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
随意契約ということですので、随意契約の手続をするとしたら、この金額がどうやって決まったのかとか、ここでこれが妥当な金額であるとかいう判断とかをするのに、他の方法とか、いろいろそういった検討は、内部でされないと、担当でされないと、提示した金額で、はいはいということには、随意契約とはいえ、ここしかないとはいえ、その辺りをちょっと、この金額で限度額って出されていますけれども、基本の金額があって、そして限度額があるわけですから、これは何か、いろんなこの金額でいいのかというところの検討はきちんとされたんでしょうかということですが。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
谷野次長。
産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）
予算計上するに当たりましては、当然、業者とも話して、設計書になるようなものを作成した上で、予算計上しているというところでございます。
委員（是枝綾子議員）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

紀陽情報システムさんから提示された金額がどうなのかというところをきちんと見極めるのに、いろんな方法で、ほか、どういった金額でできるのかとかいう、そういった研究をした上で、この金額で妥当だというふうな、そういう判断をすると、手続というか、経過を踏まないといけなかったんではないかとは思うんですが。

そういうことをされましたかというところをお聞きしているんですが。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

例えば、１年のほうが安価になるのか、２年のほうが安価になるのか、その辺の契約の手法につきましては、ちょっと今、答えを持っておりませんので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

リース期間の年数のことではなく、他の方法、そういったのでは幾らぐらいかとか、この紀陽情報システムさんが提示している金額が妥当なのかという判断をする際の調査というものはされたんでしょうかというところをお聞きしているんです。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。是枝先生、何回か同じ質問をされていますが、伝わっていますか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

すみません、私もその辺の細かいところにつきましては、前任のほうから確認できていないところでございますので、今、どういう形でされたかというところにつきましては、お答え持っていませんので、すみません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

そしたら、前任者の方がそういう段取りをつけていらっしゃるので、その辺り、きちんと調べていただいて、またご報告いただけたらというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう１点、よろしいでしょうか。

５２ページの歳出の総務費の、企画費のところなんですが、その他委託で、大阪・関西万博子ども招待事業委託料３５万２，０００円の補正が出ているのですけれども、これについてお聞きしたいと思います。

まず、このシステム利用料、２回目の、子ども招待事業の町が負担する分のシステム利用料ですね。チケットを申し込んだ際のそのシステム利用料、忠岡町が負担するという説明をお聞きしたんですけれども、４歳から１８歳の子供で、システム利用料、忠岡町が負担する金額は幾らなのか。そして、これは何人分なのかということをお聞きしたいんですが。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

１件につきましては、９９円でございます。人数につきましては、令和６年３月３１日現在の、４歳から１８歳までの単純な人数を合計しておりまして、２，０６０名という積算となってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

そしてまた、４月以降の来年度の支出のことなんですけれども、なぜこの６月議会で早々と予算を組むのかということで、なぜこの６月議会なんでしょうか。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

このシステムの利用が、実はシステムが９月から稼働する予定となってございまして、もう万博のほうについては、前売りでチケット等も発売になってございます。事前にそのシステムを稼働するというところで、９月から利用可能という形になってますので、このタイミングで計上させていただいたということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、子供のシステム利用料の分だけ、大体、子供を、そんな小さい子供１人で行きませんので、家族と行くでしょうから、校区外に子供だけで行ったらあきませんので。家族の分は有料で、無料の子供の利用料だけが、忠岡町、負担するということですね。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子供は、１回学校から遠足で行くということになっているので、何で、子供、２回も招待する必要あるんかなと。１回目、無料でするわけやから、もうそれで目的達成できるでしょうから、２回目も行ってくださいよというのは、何でなのかというところをちょっとご説明いただきたいんですが。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

１回目の招待事業につきましては、基本的に大阪府の事業となってございまして、こちらについては、今の段階では、学校単位で、遠足でというお話になってございます。

遠足になってくるんですけれども、実際、１回目のほうについては、数あるパビリオンの中でも、恐らく限られた、決まったところしか行けないと。子供が自由に選べないという形というふうにお聞きしております。

ですので、よりたくさんのパビリオンを、自分の好きなところに行っていただくという観点から、今回、２回目について、自由に希望される方に行っていただくという形でさせていただいてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

１回目の府事業の、遠足で行くから、もう自由に選べないと。自分の希望しないところでも行かんとあかんという、そういったものを１回目にするから、２回目に行きたいところへ、どうぞ自由にと言うんだったら、１回目から自由に行かせてあげたほうが、まだ。１回目の遠足の府事業というのは、何なんだということで。

そもそも公費負担でするとしたら、選べないという。だから、もう一遍、行き直してもらいます、２回目。こんな事業の在り方になっているというところで、これに税金を使うということが、ちょっと納得いかないですよね。というふうに思います。

なので、２回目に町が負担して、自由にどうぞというのも、１回目で自由にどうぞというふうに、大阪府がすべきだと思いましたけれども。

２回も招待する必要あるんかと。１回目が不十分だから、その効果が。だから、２回目、自由に行って効果を上げましょうというふうな、そういう考え方で出すというのは、おかしいというふうに思います。

これは今、意見になりましたけれども。だから、２回目の、自由にどうぞというのが、行ける子供と行けない子供も出てくるということで、全員が希望して、家族みんなで、全員で行くということで、公平にこの忠岡町、１件９９円の補助を出しますということにはならないであろうと思います。

チケットも高いから、家族で行くと大変やし、お昼ご飯は持込み駄目やし、向こうで食べなあかんということで、本当に行ける子供と行けない子供と、経済的とか親の都合とかで、出てきた場合に、不公平になるんじゃないかというふうに思います。

ちょっとそういう不公平さが出てくるということは、それについて、公費を出すということについては、どのように担当のほうではお考えでしょうか。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

基本的には、希望される方という形でさせていただいておるんですけれども、今回、予算で事業としてさせていただく趣旨というところが、万博というものの地元開催が、大阪では５０年ぶりぐらいというところがありますので、こういった機会がなかなかないという形の中で、今、対象となっている子供さんたちに、幅広くいろんなものに触れていただきたいというような趣旨で、今回、事業としてさせていただいておりますので、子供の不公平というところなんですけれども、その辺につきましては、今後、どういった形で考えていくかというところは、今、現時点ではお答えするような材料というのがないというところが現状でございますので、そういったものも含めて、実際、入場料の予算を計上させていただく際には、そこまでには何かしらの検討というところを考えていかないといけないのかなということで、いま現時点では考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

不公平にはなるだろうというのは、行ける子と行けない子が出てくるというのは想定されてて、分かっているということで、その行けない、この税金を享受できない子供には、何らかのことを考えないといけないという、そういうお答えが出ていましたけれども。

こういう、行ける人だけに税金を支出する。行けない人は、経済的に困窮な方はないない行けないというところなんで、そういった方には税金を出さないという、おかしな事業の在り方になっているなという点は否めません。

そういう状況だということは分かりました。

あと、もう１点、この事業そのもの、忠岡町が推奨している。行ってくださいというふうに言って、お金は出しますよということにしているということなんですが、今年３月に工事の、夢洲の所で、万博会場の所で、メタンガスが爆発したということで、ここはけが人がいてなかったのでよかったんですけれども、そういったメタンガスが至るところで発生する、まあ言うたら、廃棄物の処分場なので、メタンガスやっぱり発生する

という問題があります。

とか、あと暑さ対策でも、日陰がないし、休憩する場所ないし、食事のところは全然足らないしという、こういう状況であったり、災害時の避難計画もない、そういう状況の中で、非常に安全性に問題があるということが指摘されているんですが、そこは安全性はもう確認できたと。だから、安心して皆さん行ってください。お金も出しますよ、忠岡町からというふうな、そういうことになっているんでしょうか。安全性は確認されたんでしょうか。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

今、現時点において、全ての、今、議員がおっしゃっていただいている全てを包括した安全性という意味では、そこらの確認というのは、とれてはおりません。

ただまあ、危険であるというようなところがあれば、そもそも万博自体がどうなのかというところにもつながりかねませんので、そちらについては、我々は判断ができないというところでご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

全体としての安全性は確認取れていないので、行ってください。そして、向こうでいろんな事故とか、何かありました、熱中症になりましたといった場合に、忠岡町が行ってくださいよと。行ってくださいですね、言うたらね。いうことで、推奨しているという事業なので、この点では、安全性がまだ確認できていないのに、行ってくださいよということがどうなのかということなので、安全性が確認できて、大丈夫だというふうになった段階で、この事業をするというのが、安全性の確認が一番大事かなと思いますけれども。

それよりも先行して、どんどん、９月からシステム利用料、予約のシステムを使うんやから、ということで、するということがどうなのかということで、一旦これは置いとくべきではないかと。確認ができてから、その事業を推奨すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

システムの稼働が９月ということで、今回、予算計上させていただいているというところでございます。すぐさま利用をしていただくという形でなくても大丈夫でございまして、あくまでそのシステムのオープンになるのが９月というところでございますので。あとは、各個人さんのほうで、住民さんで、現時点では行きたい方というのが、自分が行く日にち、日程までに、そのシステムに登録していただくという形になりますので、９月からたちまち皆さんにというわけではございません。

ただ、今おっしゃられている、安全性を担保してからというところなんですけれども、先ほどと同じ答弁になるんですが、そもそものところで、万博が開催される以上は、町としては、この事業をさせていただきたいというところでございます。

ただ、安全性について、今、世論でいろいろ言われていますけれども、そこが町として担保ができないという決定を、意思決定をするのであれば、予算は計上させていただいておりますけれども、そこの事業をしないという選択肢も、最終はあるかなというふうには考えております。

ただ、現時点ではですね、万博が開催される以上は、子供たちにそういったいろんな未来社会の体験、触れてもらうというようなことはしていただきたいなという思いについては、忠岡町では考えておるというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

万博、その安全性が確認できてなくても、個人で行きたい方は、言うたら、今の現段階では個人の責任でということになるかと思います。安全保障されてないということなんでね。

だったら、安全が確認できた段階で、この事業を、だからそのシステム利用料をスタートしたらいいわけで、だから先に予約したい方は予約しておいてもうて、後からこの事業の委託料ということで出しても、まだ来年の４月かなので、まだあるので、そこはスタート、今でなくても、確認できてから予算を組んで、さきに申し込まれた方については、またそれはそれなりの対応をすればいいんじゃないかなというふうに思うわけであります。

そういう方法をとられていないということでありますので、また、未来社会の体験は大事なことだと思いますけれども、１９７０年の万博のときのような時代と、今はもう

ネットの、これだけ発達して、普及しているというところで、やっぱり同じではないし、在り方というか、そこに行かないと絶対できないのかといえばそうでもないというところもありますので、在り方について、安全性の確保というところについては、やはり忠岡町は確認をして取っていくべきでないかと。

それが確認できてから、この事業を実施すべきではないかなというふうにも思います。

ご答弁、さっきいただきましたので、これはこれでということで。

もう一つ、３つ目ですね。

５３ページの税務総務費の負担金のｅＬＴＡＸ関係分担金の補正が出ておりますが、なぜ補正予算でこれが出てきたのかということについて、ご説明いただきたいと思います。

税務会計課長（長谷川太志）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務会計課長（長谷川太志）

今回の１７万８，０００円の補正の経緯について、ご説明申し上げます。

令和６年４月２３日付で、地方税共同機構から、令和６年度のｅＬＴＡＸの分担金の請求がありました。請求書の内訳を確認しますと、実際の共同収納手数料負担金が、予算見込み手数料負担金よりも１７万８，０００円増加していることが分かりました。原因を調べたところ、令和５年度より地方税共同機構が運営する地方税お支払いサイトから、スマートフォンやパソコンで、固定資産税及び軽自動車を支払うことが可能となっていたため、これにより、納税件数が前年度より約６，０００件増加し、それに伴い、収納手数料負担金の支払いも大幅に増加していることが分かりました。

本来であれば、令和６年度の当初予算に固定資産税及び軽自動車税の収納負担金の追加分を計上しないといけませんでした。これができていなかった理由として、予算編成時に収納手数料負担金の追加分を見落としていたのが原因であると考えております。誠に申し訳ございませんでした。

また、令和６年度のｅＬＴＡＸ分担金の支払いについては、納期限が令和６年５月３１日となっており、支払いをしないと遅延となるため、一旦、今ある負担金の全体の予算額から、現在、不足している１７万８，０００円を含めた１１５万９円の支払いを行いました。それにより、今後の支払いが引かれる他の負担金への影響があるため、不足分を補正するものであります。

今後、このようなことがないように、重々注意をいたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
サイトからの支払い件数が６，０００件増えたというところの、令和５年度でそういう状況だったので、６年度もサイトから同じ、そういった件数が納税されると、収納負担金というのも当然増えるということでありますが、なかなかこれは、単純なミスというんですかね、ヒューマンエラーの部分であったということなんですね。
これをチェックをするというんですかね、再発防止については、どのような形でされるのかということが、今後、必要になってくるかと思いますが、その点はどのように、担当課で再発防止策を考えていらっしゃるでしょうか。
税務会計課長（長谷川太志）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
長谷川課長。
税務会計課長（長谷川太志）
令和６年度のｅＬＴＡＸの負担金の共同手数料につきましては、前年度の一応、見込みで計算するとなっております。
予算編成時には、６カ月分の手数料の実績がありますので、それを基に計算をしていくという、残りの半年を計算していくということを考えております。
委員（是枝綾子議員）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
是枝委員。
委員（是枝綾子議員）
計算をする方法についてはそうなんですけれども、これ、複数でチェックするとか、例えば何かそのチェック体制が不十分だったからこういうことになったんだと思います。
だから、そこをどう改善して、見落とすことがないようにという、再発防止策はどう考えているかという、そこをお聞きしている。
税務会計課長（長谷川太志）
委員長。
委員長（松井匡仁議員）
長谷川課長。
税務会計課長（長谷川太志）
すみません、担当１人に任せずに、課内のメンバーで共有してやっていきたいと思っ

ておりますので、よろしくお願いします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

複数できちんとチェックをしていくという体制をつくられるということですので、今後、このようなことがならないようにということで、よろしくお願いします。

もう１点、いいですか。

最後ですけれども、５６ページの、消防庁舎の仮眠室等の個室化改良工事に関しての予算ですが、この予算、補正予算追加補正で、入札は大丈夫な金額でしょうかということなんですが。

あと、もう一つ、工期の完了をいつ頃予定しているでしょうかと。１カ月延びるということを書いてあったので。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

入札に関しては、今回の補正予算案が通り次第、入札のほうを行いたいとは思っておりますが、現状のところは、不落になるという予想はしておりません。

工期についてなんですが、１カ月延長とさせていただいております。これに関しては、昨今の人手不足、資材不足を鑑みますと、１カ月程度の工期を延長するということが妥当という判断をさせていただいたというところになります。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この予算、４５０万ほどをプラスして、それで、前回、入札不落だったので、その予定価格を大きく超えていたので、だからこの金額を足して、また同じようなことにならないだろうかと。そしたら、また工期が遅れて、女性の消防団員、救急隊員がそういう当直勤務に就けなくなるということになるので、この金額で、十分大丈夫かなというところの心配があるんですけれども、そこは大丈夫でしょうか。余裕を持っていますかと

いうことが、もう１点なんですけれども。

あと、工期が１カ月延びるというのは分かるんですが、だったら、年内に終わるのか、年度内までかかるのかという、その辺り、いつからいつまでですかということで。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

当初の設計の中では、５カ月を予定しておりました。ただ、今回、工期を１カ月延長させていただいたところで、予定としましては、８月から令和７年１月末までの６カ月間を工期として予定しております。

以上となります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

工期については分かりました。

これも入札がちゃんと成立しないと、工期の話にもならないので、この予算で、もしまた、皆さん不落になって、お金がまた足らないと、予算足らないという状況にならないかというところについては、どのようにお考え、大丈夫というふうにおっしゃる根拠というんですかね、大丈夫というのでしたら、その根拠はあるんでしょうか。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

今回、設計変更をさせていただいた中で、資料の方にもありましたとおり、最新の労務単価と最新の建築資材単価、それと工期の延長と、工事監理のところについても延長しておりますので、今のところ、入札をしたところで不落になるというところは考えておりません。

それと、前回の入札時に、不落の原因というところがありまして、主なところで、今回導入する予定でありましたカプセルベッドのところの単価を下げるために、当初、予定しておりましたカプセルベッドの、シングルタイプのものからダブル、２段タイプのものに設計変更しまして、単価のほうを下げさせていただきました。

その辺に鑑みましても、今回、入札が不落になるというところは、現状のところ、予定してないというところになります。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

入札がちゃんと整理するようにということで、大丈夫だというお話がありました。分かりました。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、５２ページの大阪・関西万博の子ども招待事業委託料なんですけれども、先ほど是枝委員もおっしゃってた部分とかぶるところもあるんですけれども、町独自の事業としては、考えてないのかっていうところをお聞きしたいんです。

大阪府のシステムを使って云々っていうところで、子供だけを、皆さん招待っていうことでやっているんですけれども、何て言うのかな、やっぱり行けないお子さんおられるとか、ご家族とかね、経済的な理由いろいろあると思いますけれども、そういう行けない方をサポートするというところが、逆に行政の本来の役割かなとか思ったりするので。そこら辺、逆に忠岡町独自で、何て言うのか、子供さんだけじゃなくって、親御さん、同伴する大人も含めて補助しますよとか、そういうことは全然考えてないんですか。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

この予算計上をさせていただいた段階では、議員おっしゃっているところは、今、想定はしておりません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、先ほど、何か会場の安全性、確認取れてなかったら、もしかしたら、この事業やらない可能性もありますっておっしゃってたんですけれども、そこはやらない道もあるっていうことでいいんですか。何かやるんかな。絶対やるというふうに私は思ってたんですけれども。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

原則的には、事業はやるというところで考えております。ただ、本当に何て言うんですかね、そもそも危険性があるものなのであれば、万博自体の開催がどうなのかというふうなところが、ちょっと私は考えておるんですけれども。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

世論と先ほどおっしゃってた、世論もそこのところを読んでいるんやと思うんですけれどもね。

なので、私自身も、この事業自体ちょっとクエスチョンなので、どうなんかと。やること自体どうなんだと思ってるほうなのでお聞きしてるんですけれどもね。

何かあったときに、町は責任を取るのか取らないのか、いけいけどんどんで行ってくださいだけ言って、何かあったとき知りませんでっていうのは、私はちょっと行政として無責任違うかなと思うんですけれども。

そこの、無責任じゃないかというところは、行政的にどうお考えなんですか。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

その辺も踏まえて、そういった事態が生じた場合は、検討はしていきたいと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。できたらこれ、もしやるんであれば、子供全員というか、子供だけご招待というよりも、町独自の施策で、できれば、行けない方々を補助するほうに、まだシフトをしていただいたら、考えられるかなと私は思ってます。これも意見です。

あと１個、ｅＬＴＡＸの関係分担金のところでなんですけれども、聞いてて、うんって思ったんでお聞きするんですけれどもね。改善策で、複数でチェックしますっておっしゃってたでしょう。今までも、恐らくこれ、予算取るときもそうですけれども、課長含めて、複数人でチェックしてるはずなんですよね、と思うんですけれども、今までどうしてたんですか。

税務会計課長（長谷川太志）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務会計課長（長谷川太志）

この予算については、担当一人任せでやってたというところが、正直ございまして、その点については、課内のみんなと共有して、今後、このようなことがないようにしていきたいと考えているところです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

担当者さん任せにしていたっていうところが、私はちょっとクエスチョンなんで。所属長もかんでいるんじゃないかというところでお聞きしたんですけれども。

まあ、日頃から私、全庁的に言っているんですけれども、忠岡町って、起案決裁とかは、もう皆さん判こを押してるけれども、全然チェックしてないでしょう。ノーチェックやったりするから、そこが気になるからお聞きしたんです。

ですので、そこは税務課だけじゃないですけれども、特に管理職はきちんとチェック

ですよね、チェックを本当にしていただきたい。担当者さんがどうのじゃなくて、そのために管理職がいてるので、きちんと、決裁であろうと決裁でなかろうと、管理職はきちんとチェックはしていただきたいということをお願いします。

あと、消防の件なんですけれども、積算し直してますよね。確か３月議会のときに、議会にもレクというか、説明していただいて、その後、また設計し直しに入られたと思うんですけれども。そもそものこの設計し直していること自体が、ちょっとまだ、私よく理解できてないんで、教えていただきたいんですけれども。

これ、２回設計しているわけですよね、言ってみたら。し直したんですよね。

１回目の設計、何やったんって、ちょっとなるんですけれども。だって、１回で、本来だったら設計、よかったわけでしょう。それを２回もせなあかんようになっているところも、原因は何なんですかなんです。

カプセルベッドが原因だったのは分かるんですけれども、そんな設計になったのはどこに責があるのかっていう、そこを聞きたいんです。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

今のご質問なんですが、１回目の設計業務の委託につきましては、令和５年度予算で、入札におきまして、設計事務所のほうに委託をしたというところになっております。

その設計業務委託で出来上がった完成図書、設計図書をもって、１月入札に挑んだところであります。その結果、不落になったというところになりまして、その不落になった原因を調査していただいたという中で、カプセルベッドが主な原因というところで上がってまいりました。

その入札の不落になったところの金額の差が結構大きいというところがありまして、いろいろ調整した中で、範囲を広げて入札等々もあったんですが、金額の差がやはり大きいというところがありまして、その中で、やはり設計変更をしないと、なかなか次の入札に挑むことが難しいという判断に至りまして、令和５年度予算内の中で、設計変更業務を、同じ設計事務所に依頼したというところであります。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

経緯は分かりました。多分、従前からお聞きしているとおりだと思うんですけれども、結局、そういう状態になった原因のところなんです。何に原因、責任があって、そういう状態になったんですかというところを聞いているんです。

もともとの設計業者が悪かったのか、町のもともとの設計委託の仕様書が悪かったのか、何が原因でそういうやり直しっていうことになってるんですかっていう、そこが分からないと、また同じことを繰り返すでしょう。だから聞いているんです。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

この消防の個室化の件につきましてなんですけれども、結果だけ言いますと、入札が不落になったという形なんですけれども、予定価格を組むまで、予算を計上するまでの過程におきまして、最初に消防さんのほうから設計の成果品等が上がってきて、予算の相談に来られているというところなんですけれども、財政課のほうで一定、金額のほうを、予算ちょっと高いので抑えてくれというふうな形で、設計というか、予定価格自体を下げるような形に、結果なってしまったというところがかなり大きかったのかなというふうに思ってございます。

この辺というのが、非常に難しいところなんですが、我々の財政課の考え方としては、立て続けにいろんな公共事業があります中で、少しでも抑えるべき部分というのは抑えていただきたいという形の趣旨で、消防さんのほうにお願いしまして、その結果、設計書の中身をいろいろ考えていただいた上で、最終、上がってきたものを予定価格として出したその結果として、不落になったというところがありますので、その辺、今回の予算増額につきましては、そこの下げてくれというような形の折衝は一切しておりませんので、再設計で上がってきた金額を、そのまま予算化させていただいているというところなので、最新の労務単価等も反映させているということですので、今回、入札については大丈夫なのかなというふうに考えております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何か財政課のほうが、価格を下げてという意向があったということなんであれなんですけれども。

一応私、これ入札に参入した業者さんとかにもいろいろ聞いたりはしているんですよね。だから、ちょっと違うんかなとか思ったりもするんですけれども。そこはもう結構です。

あと、今回、結局お金が増えてますでしょう、金額がね。そこなんですけれども、その増えた原因というところが、結局、積算し直して時期ずれたから、その分、何て言うのかな、また単価が変わっているから、もう単純に時間差で、価格上がっているんですよなのか、それとも、やっぱり最初の設計の内容が、数字違うかったんですよなのか、そこら辺はどうなんですか。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

そこのところに関しましては、そこの説明の中でもありましたように、もちろんカプセルベッドのところが主な原因であったというところなんですが、実際、前回の設計業務委託、はじめの設計業務委託したところでは、令和５年度の工事開始を想定しておりました。

その中で、労務単価、建築資材に関しましても、令和５年度の中でのところで積算していたというところになります。ただ、今回の不落になったところで、年度を越えてしまうというところになりまして、その中で、令和６年度の公共工事設計労務単価、これが令和６年の３月に国土交通省より発表されている単価になるんですけれども、それを適用、今回させていただいているというところと、建築資材に関しましては、これは最新の物価本等、また設備に関しては、やはりずっとその単価というのは上がり続けているというところで、最新の見積り等の取り直しをしたというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

最後、ご理解いただきたいやったから、うんってなったんです。結局、私の思っている認識で合ってるということでいいんですよね。単純に時間差が生じて、また令和５年度から令和６年度に時間が進んでしまったから単価上がったんですよっていう、そういう認識で合っているということでいいんですよね。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

お見込みのとおりであります。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

こうやって伸びたら伸びるだけ、後ろにずらせばずれるだけ、そうやって単価上がっていくんで、できたら今後は、そうやってもう一発で発注終わるようにはしていただきたいと思います。そこはもう、消防だけに限らず、全庁的に、総務課も含めてやっていただけたらと思います。

答弁、もう結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。ございませんか。

副委員長、すみません。私のほうから、ちょっと質問させていただきますので、交代いたします。

（進行を前川副委員長と交代）

副委員長（前川和也議員）

松井委員長から引き継いで、私が進行を務めます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

すみません。ほかの方、聞かれなかったので、委員長でありますが、質問をさせていただきます。

まず、防災備品、今年、災害対策費として挙げられておりますが、これ、内容は、何を買われたんでしょうか。

町長公室（南　智樹次長兼自治防災課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南　智樹次長兼自治防災課長）

まず、この事業につきましては、この令和６年の１月で起こりました能登半島地震や、県内各地で地震が発生しているということを踏まえて、災害時に備えての、必要と考えられる防災資機材等を、速やかに購入をするという事業でございます。

何を買ったかというところでございますが、大きく分けて、消耗品と備品、２通りに分かれます。

まず、消耗品につきましては、具体的に申し上げますと、弾性ストッキング、ガソリンの携行缶、ポリタンク、注入のポンプ、救急セットでございます。

備品につきましては、ワンタッチテント、避難所用の簡易ベッド、避難所用のトイレ、ポータブル蓄電池、大と小。交通規制用のＬＥＤ矢印板、交通規制用のＬＥＤ表示機、バルーンの投光器でございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

数はおっしゃってなかったんですが、今聞いた分で、全てで９００万円でしょうか。

町長公室（南　智樹次長兼自治防災課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南　智樹次長兼自治防災課長）

そのとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

続いてよろしいですか。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長、どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、消防さんのほうでお伺いをさせていただきたいんです。５６ページですね、非常備消防費、これ、消防団の備品購入ということでありますが、これは何をそろえられたんでしょうか。

消防総務課（和田衛太課長）

副委員長。
副委員長（前川和也議員）
和田総務課長。
消防総務課（和田衛太課長）
この消防団の訓練用資機材につきましては、令和６年度、コミュニティ助成事業、これのほうを活用しまして、消防団が訓練等で使用する訓練用の安全マット１つ、及び消防用のホース５つを整備するものであります。主には、消防団が付与する二連はしごを用いた消火訓練等で、同資機材を使用するものであります。
以上でございます。
委員長（松井匡仁議員）
副委員長。
副委員長（前川和也議員）
松井委員長。
委員長（松井匡仁議員）
これですね、今、答弁にもありましたんですが、財源、宝くじ当たったということなんですけれども、これは宝くじありき、当たったから買ったじゃなくて、必要やったから、前もって宝くじに申し込んだ、どちらなんでしょうか。
消防総務課（和田衛太課長）
副委員長。
副委員長（前川和也議員）
和田総務課長。
消防総務課（和田衛太課長）
以前よりこの安全マット、ホースに関しては、常に装備しなきゃいけないというところがあるんですが、それを申し込んでいたというところで、今回、当たったというところになります。
以上でございます。
委員長（松井匡仁議員）
副委員長。
副委員長（前川和也議員）
松井委員長。
委員長（松井匡仁議員）
ごめんなさい、これ補正ですよね。補正で当たったから、要るから、宝くじ申し込んだ。で、補正で上げた。何かちょっとおかしなように思うんですが。
経営戦略課（岩佐式人課長）
副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

すみません。これも財政的な事情にはなってくるんでございますけれども、この宝くじの交付決定が出る段階では、もちろん消防さんとしては、必ず消防団としては整備したいというようなところで上がってくるんですけれども、当初予算の段階では、そこがもらえるかもらえないか分からないというところで、ここの財源が取れなければ、一般財源という扱いになりますので、財政の方から交付決定が下りた段階での補正予算計上でお願いしますということでさせていただいている案件になってございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。さきも今回も、素直なご答弁というか、ほんまのことを言うていただきまして、ありがとうございます。

それと、最後に、質問ではないんですけれども、さっきから万博の件、岩佐課長ご説明されている中で、行きたい方、２回目行くのに、行きたい方に行っていただくというふうにおっしゃられて、説明をずっとしているんですけれども、ちょっと説明の仕方が間違っているような気がしまして。

これ、全員対象で予算上げてますので、全員に行っていただく。その中で、行けない方は仕方がないという考え方をしていただきたい。全員対象で予算を上げているので、行く方、何と言ったらいいのか、説明の仕方、言葉の違いやねんけれども、「行きたい方に行っていただく」ではなくて、「全員対象やけれども、行けない方は仕方がない」というふうにおっしゃって、説明していただきたいと思います。

答弁は要りません。ありがとうございます。

以上です。

副委員長（前川和也議員）

委員長にお返しいたします。

（進行を松井委員長に戻す）

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございませんか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと聞き忘れたので。

消防さんの件なんですけれどね、発注なんですけれども、入札されるときに、前と同じ業者でやるんですか。入札メンバー。前、指名競争……

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

次の入札に関しましては、一旦、再設計をしているというところもありまして、忠岡町の要綱等に照らし合わせて行いたいと考えているのと、あと契約担当と相談しながら決めていきたいというところで考えております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

よく分かれへんのですけれども。結局、変えるんですか、同じなんですか。未定なんですか。

消防総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防総務課（和田衛太課長）

今のところ、この金額で補正のほう、上程させていただきまして、次の入札に関しましては、現状、まだそこまでの考えには至っておりませんので、今後、補正予算が議決された段階で、決めていきたいと考えております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。変えるにしても、どうなんっていうのはあるんですけれども、全く同じメンバーでやるのは、私、どうなんかなと思っているんです。

実際これもう、価格もほとんど分かってますし、内容も分かってますし、ちょっとどうなのかなっていうところは申し上げさせてもらいます。

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これはちょっと委員長にお願いなんですが、先ほど、５２ページの防災資機材等購入費の内訳を、答弁あったんですが、メモし切れなかったので、口頭で言われたことの、それをちょっと資料として、例えばガソリン携行缶３個とか、そういう、詳しく資料として内訳をいただきたいんですけれども。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。南次長、よろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

他にご質疑ございますでしょうか。

（な　　し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この予算についての反対の討論をさせていただきます。

この補正予算案には、消防本部調査仮眠室等個室化改良工事の追加の補正や、防災資機材等購入費、自治会の備品購入費の補助など、大変必要な予算が組まれています。

しかし、企画費において、問題となっている大阪・関西万博子ども招待事業委託料が含まれています。

メタンガスの爆発事故が起こり、メタンガスが至るところで発生している状況が続く中、休憩所となるところも、そういったところも少ないとかいうところもあります中、安全性が確認されていない危険なところに子供を招待し、行くことを推奨する事業を行政が行ってはいけないのではないかと思います。

メタンガスだけでなく、夏の開催なのに、休憩所も日陰も食事をとる場所もないという、暑さ対策ができていない。

大阪湾の埋立て地で開催するのに、災害時の避難計画もないということであり、危険な万博会場であります。

以上のことから、この大阪・関西万博子ども招待事業委託料３５万２，０００円は認められないということで、よって反対をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、賛成討論はございますでしょうか。

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

賛成の立場で討論させていただきます。

反対討論にもあったんですけれども、企画費の中の大阪・関西万博子ども招待事業委託料なんですけれども、私もいろいろ調べさせていただく中で、各パビリオンが提供する、命を考える参加体験プログラムに参加することや、ＳＤＧｓに向けた先進的取組や、社会システムに触れることで、これからの未来を担う子供たちに、今後の行動変容につながる貴重な経験ができると考えていますと。そして、最先端の技術に触れることで、未来社会を体感することができると思いますと書かれています。

学校に通っている子供たちが行けるということなので、やっぱりその安全性には、かなり気をつけていると思います。

なので、今の段階、まだ全てが決まっているわけではないので、私は子供たちの実体験ができる場を、今の時点でなくすという考えはないです。今後、これからも行っていく状況を確認しながら、今は子供たちができる形をとっていただきたいと思いますので、この予算には賛成いたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、反対討論ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

反対の立場から討論させていただきます。

私も、この大阪・関西万博子ども招待事業委託料、この予算の部分だけで、ちょっと申し訳ないんですけれども、反対させていただきます。

と言いますのも、１回目、大阪府の事業で、学校事業ですね、遠足で行くというところですけれども、これ、実質強制なんですよね。本当に自由に行っていただきたい。行きたい人は行きますし、行かない人は行かない、自由で、本当はあるべきだというところが１点。

２回目、忠岡町はこの事業に乗って、システム委託料、今回、補正予算上げてますけれども、そもそも今回の子ども招待という事業そのもののコンセプトが無理があるというところで反対です。

特に、２回目のこの町独自の部分ですね、こちら、先ほども質疑の中で申し上げさせていただきましたけれども、やはり一律子ども招待というよりも、できれば行けないご家庭とか、そういう行政らしいサポートをするのであれば、またその予算を、本来上げてくるべきだと私は考えています。

また、安全性の確認も取れていないというところで、町の行政の責任もどうなるのかというところもありますし、大本の、府の事業とはいえ、コンセプト自体、ちょっと無理があるというところで、この大阪・関西万博子ども招待事業委託料の部分で反対させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

次に、賛成討論ございますでしょうか。

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

私からは、賛成の討論をさせていただきたいと思います。

防災関連、今回、消防署の改良とか、資機材の購入とか上がっています。非常に大事な計上であり、それに、同じくこの招待事業委託料も重要であるかなというふうに思っています。

先ほど、今奈良議員もおっしゃってましたけれども、世界各国の最新技術とか、そういったものに、見て・聞いて・触れるというのは、教育の観点からしても、非常に重要であると思いますし、この万博というのは、世界各国が現状の課題を話し合うという、平和の場であるかなというふうに思います。

そういったところに、子供たちがつながれる、触れ合える場所であるのが、この万博であると思いますし、それがまたこの大阪、地元で開かれるということでありますので、忠岡町としても、子供たちにそういった機会の提供ができるというのは、非常に意義のあることだと思っていますので、これが盛り込まれた予算には賛成をしたいというふうに思っています。

以上。

委員長（松井匡仁議員）

他に討論はございますでしょうか。

（な　　し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を行います。

議案第３４号について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案２件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において、委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

その他、理事者側で何かございますでしょうか。ありませんか。

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

委員長（松井匡仁議員）

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議していただきましてありがとうございます。

まずは、補正予算のほうで、ちょっとどんくさいことがありまして、ｅＬＴＡＸのほうのチェック機能、その辺、勝元委員からもご指摘ありましたように、ダブルチェック、トリプルチェックというような形で、今後、こういうふうなことは未然に防止できるように頑張ってまいりますので、どうぞよろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

それと、消防庁舎のほうですが、皆さん思うことは一緒でございまして、今度これで入札いけるんかというようなところもありますので、どうも今回はいけると言ってますので、これを信じるほかございませんので、この辺も、それを踏まえながら、日程を合わせながら、入札に挑みたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、万博のことですけれども、これはもう大きくグローバルに考えていただきまして、当時１９７０年、私自身も小学校４年生で、楽しかった。夢を追うような中で万博事業があったというふうに思っております。そのときも、産みの苦しみというんですか、当時、大阪もしんどい中で、あれからスタートが北高南低につながっているんじゃないかなというように思います。

大阪が伸びたのも、万博を機に伸びた、経済成長が起こったというようなこともありますし、今回も、これも国家事業でございますので、これを機に、東京一極集中じゃなしに、関西が盛り上がっていただきまして、名前は大阪・関西万博ですけれども、日本全体が浮揚できるような形、また大阪が盛り上がっていく、また今後、大阪がずっとこのように景気ですね、ずっとずっと伸びるように、私は夢を抱いているところでございますので、どうか皆様方も、よく胸に手を当てながらご認識いただきまして、我々も盛り上げていきたいと思いますので、忠岡町１町だけが足引っ張るわけにもいきませんので、どうかよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。本日は誠にご苦労さまでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆様、ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

（「午前１１時５１分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和６年６月１７日

総務事業常任委員会委員長　　松　井　匡　仁

総務事業常任委員会委員　　今奈良　幸　子